

財務省告示第二百八十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年七月十八日に発行する利付国債の発行条件を次のとおり告示する。

平成十八年七月十四日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第二百四十六回）	財政法（昭和二十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で千百億円
	め	社債等の振替に関する法律（平	機関は日本銀行とする。	うち、財政法第四条第一項の規
	の	成十三年法律第七十五号。以下	用を受けけるものとし、その振替	定に基づき発行する利付国債に
	十	理基金特別会計法（明治三十九	「振替法」という。）の規定の適	ついては、額面金額で百三十九
	八	号）第二条第一項並びに国債整	「振替法」という。）の規定の適	億七千七百六十万円、平成十八
	年	る法律（平成十八年法律第十一	「振替法」という。）の規定の適	年度における財政運営のため
	度	め	「振替法」という。）の規定の適	公債の発行の特例等に関する法
	の	の	「振替法」という。）の規定の適	律第二条第一項の規定に基づき

六 払込金額

七 最低額面金額

五千八百六十七万六千六百円

九 発行日

平成十八年七月十八日

十 集約価格

額面金額百円につき百円十六銭

十一 利率

年〇・九パーセント

十二 経過利率

額に加えて、次の算式により算出する。 日本郵政公社総裁は、払込金額に

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{3}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該

を乗じた金額(ただし、当該

十三 初期利子

国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十九年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.9}{2} \times 1$$

十四 第二期利子

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額
十六 償還金額
十七 元利支

平成二十年七月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十八 募集期間

平成十八年六月三十日から平成十八年七月十一日まで

十九 払込期日

平成十八年七月十八日